

仕様書

第1 委託する業務名

令和8年度（2026年度）介護事業所生産性向上推進事業委託業務

第2 目的

「介護現場業務改善総合相談センター（仮称）」の設置・運営により、介護現場における生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を行う。

第3 実施主体

北海道

第4 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

第5 委託業務の内容

「介護現場業務改善総合相談センター（仮称）」を設置し、以下のとおり介護事業所を対象とした総合的な相談支援、介護ロボット等機器展示・無償貸与、研修会の開催等を実施する。

（1）ワンストップ型相談支援

介護事業所からのテクノロジー活用等をはじめとした業務改善全般に関する相談対応を実施する。

また、他機関との連携により、業務改善に限らず、人材確保や事業所の経営面での相談、魅力発信等、相談内容に応じて関連事業や事業実施機関を紹介する等、適切な支援につなぐものとする。

ア 実施方法

相談受付を行う職員を1名以上配置の上、電話・WEBの相談対応を可能とする窓口を開設し、介護事業者からの相談を受け付けられる体制を整備する。

相談対応にあたっては、個別の介護事業所のサービス内容に応じて効果的な業務改善に繋がるよう、厚生労働省が作成する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（共通・施設サービス向け・居宅サービス向け）」（以下、「生産性向上ガイドライン」という。）や「介護分野における生産性向上の取組を支援・促進する手引き」（以下、「手引き」という）等を踏まえた助言を行うこととする。

また、他機関との連携による相談内容に応じた支援にあたっては、以下イの機関を主な例とし、その他機関とも必要に応じ連携し、案件の橋渡し等を行うこととする。

イ 連携先の例

- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・よろず支援拠点
- ・都道府県労働局
- ・ハローワーク
- ・介護労働安定センター
- ・福祉人材センター
- ・シルバー人材センター

(2) 介護テクノロジー機器の常設展示

テクノロジー活用による介護現場の業務改善推進を目的とした介護ロボット・ICT等機器を展示し、介護従事者等の視察・見学受入を行う。

ア 展示地域

道央地区に1カ所常設展示場を設置するものとする。

イ 展示機種

日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援のいずれかの場面で使用され、介護従事者の負担軽減や業務の効率化に有効性が認められる介護ロボットを展示する。

なお、展示する機器については、原則、「福祉用具情報システム (TAIS)」において「介護テクノロジー区分」に該当する機器とし、その他の機器を展示する場合は、道と協議すること。

ウ 機種数

5種類以上。

エ 機器調達

受託者が導入機種を選定して調達を行うものとし、あらかじめ道に対して、導入機種、台数及びその選定理由を報告するものとする。

オ 実施方法

来所者対応等のため、展示場内に機器の取扱い等について説明できる担当職員を1名以上常駐させること。

(3) 移動展示・講習会等の開催及び伴走支援の実施

ア 移動展示・講習会等

(ア) 実施方法

a 集合研修

原則、介護サービス事業者を対象とし、介護テクノロジー機器の導入による効果や生産性向上に資する業務改善の取組を行っている事業所の事例紹介など、広く業務改善に資する取組を普及することができるような実施方法とすること。

なお、開催場所については次の各地区ごとを基本に、実施回数については、本研修の目的が十分に達成できる回数とし、道と協議の上で決定することとする。

地区名	対象地域
道北	上川・留萌・宗谷管内の市町村
道東	オホーツク・十勝・釧路・根室管内の市町村
道央	石狩・空知・胆振・日高管内の市町村
道南	渡島・檜山・後志管内の市町村

b 伴走支援

業務改善の取組を実施しようとする介護事業所に対し、専門職を派遣し、業務改善に関する取組手法の助言等を実施する。

特に集合研修において業務改善への取組に関心のもった事業所や、機器の無償貸与を受けている事業所に対しては積極的に支援すること。

なお、全道各地の介護事業所に支援できるよう、同一の管内・市町村に集中しないよう配慮することとし、同一事業所への支援は3回までとする。

(イ) 実施内容

区 分	基本的事項
集合研修	<ul style="list-style-type: none">介護テクノロジー機器の展示、説明、試用体験伴走支援を実施した介護事業所など、業務改善の取組を行っている事業所による事例紹介（失敗事例の紹介を含む）生産性向上ガイドライン等による業務改善の取組事例の紹介及び業務改善に係る相談対応の実例
伴走支援	生産性向上ガイドライン及び手引き等を参考とした、個別の介護事業所の業務課題解決に向け、業務改善に関する専門的助言等を実施。

(ウ) 参加料

徴収しない。

イ その他

(ア) 開催周知、会場・講師の手配、機器の運搬及び会場設営については受託者が行うこととする。

(イ) 実施に用いる機器は、(2)イに定めるものを原則とし、道と協議の上決定する。

(4) 介護施設等において需要が高い機器の無償貸与

ア 貸与機器

次の a 及び b のとおり介護事業所に対し、無償貸与を行うものとする。

また、貸与機器については、(2)イに定めるものを原則とし、道と協議の上決定する。

a 施設・居住系の介護サービス事業所で需要が高い機器（2機種以上）

b 在宅系の介護サービス事業所で需要が高い機器（1機種以上）

イ 貸与台数

アで選定した貸与機器一機種毎に3台（セット）以上を調達し、必要台数を決定の上、貸与を行うものとする。

ただし、3機種を超える機種は、1台（セット）以上調達するものとする。

ウ 貸与先

介護保険法に基づく指定・許可を受けた介護事業所を対象とし、全道各地の介護事業所に貸与できるよう、同一の管内・市町村に集中しないよう配慮すること。

エ 貸与期間

3ヶ月以内とする。

オ 機器調達

賃貸借契約を原則とする。

カ 実施方法

製品に精通した者が、機器を施設等職員の元へ直接送り届け、説明し、装着・実践を行うこと。

機器の返却は、宅配便等による施設対応（自己負担）を基本とする。

また、貸与を行った介護事業所に対し、アンケートを実施し、開発企業にフィードバックすること。

(5) その他

「介護現場生産性向上総合相談センター（仮称）」の運営（第2（1）～（4）の取組）について、ホームページ等により案内・周知を行うこと。

第6 企画提案に係る提出書類

提出書類は別紙「令和8年度（2026年度）介護事業所生産性向上推進事業委託業務企画提案書作成要領」の内容で、企画提案書（A4判縦・表紙を含めず14枚以内（両面記載可））とする。

第7 提出方法

- (1) 提出部数 9部（事業者名の記載がないもの8部、表紙のみ記載があるもの1部）
- (2) 提出期限 令和8年（2026年）3月17日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで。
- (4) 提出場所
郵便番号 060-8588
住 所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）
北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護人材係
電話番号 （直通）011-204-5272 （代表）011-231-4111（内線25-674）
F A X 011-232-8308

第8 その他

- (1) 企画提案書の作成にあたっての問合せは、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護人材係とする。
- (2) 企画提案に係るヒアリングを実施する。なお、日程等は、別途通知する。